

## 宅配便による申告

**中** 小零細企業では4分の3が赤字という実態の中で、それぞれ消費税については多額の納付をしています。その消費税について、期限後申告になり、ペナルティを課せられて係争になった事件がいくつかあります。

**関** 西電力のウッカリミスについては既報のとおりですが、別な事件で、3ヶ月の申告期限の延長をしている法人の申告が1ヶ月遅れになつた、というのがあります。株主総会を2ヶ月以内に開けない会社について認められている1ヶ月の申告期限延長は、法人税には認められているものの、消費税には認められていません。納税者によると、税務署の誤指導があり、消費

税も同じ扱いと誤認したようです。納付額の期限内支払いは厳守しているにもかかわらず、期限後申告に伴う無申告加算税が課せられたため国税不服審判所で争いましたが、誤指導の事実を立証できず、納税者敗訴になっています。

**宅** 配便で申告書を提出したために、期限後申告になったという事件もあります。この納税者は10月決算12月申告の法人で、納付額の支払いを12月28日に済ませた上で、申告書を宅配業者に委託しました。業者は翌日と正月3日に配達したもの、税務署は閉庁日なので、結局、1月5日に再配達しました。

**申** 告書の提出は税務署に届けられた日をもって提出

日となるのが原則ですから、期限の1月4日ではなく5日の提出となり、期限後申告ということになってしまいます。

**た** だし、例外として、郵便物又は信書便物の場合は、その受付日付印が提出日となっていますので、納税者にしてみれば、郵便より確実に期限厳守で配達してくれる宅配便に、余裕をもって提出物の配達委託をしており、法律にも郵便だけでなく信書便も可としているので、まさか期限後申告として無申告加算税のペナルティを受けるとは思ってもみなかったようです。

**二** の宅配便事件は今年の正月の話なので、税制改正で来年以降については納付が期限内なら期限後2週間以内の申告についてはペナルティを課さないこととなりましたので、1年遅れの事件だったら、話題にもならなくて済んだかもしれません。

山中の賊を破るは易く、  
心中の賊を破るは難し。



7日大雪、  
22日冬至。  
逃げ」といったそです。

氣ぜわしい年末繁忙期です。ミスや漏れがないように業務を進めましょう。

### 12月の税務メモ

#### (国 税)

- 11月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 10月決算法人の確定申告
- 19年4月決算法人の中間(予定)申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

#### (地方税)

- |  |   |
|--|---|
| 11日<br>(翌年)<br>1月4日<br><small>〔本年最終の給与支払日まで<br/>地方条例による〕</small> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○11月分個人住民税特別徴収分の納付(特例適用者は6か月分)</li> <li>○10月決算法人の確定申告</li> <li>○19年4月決算法人の中間(予定)申告</li> <li>○固定資産税、都市計画税の納付</li> </ul> |
|--|---|

(中国の儒者  
王陽明)

王陽明

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。